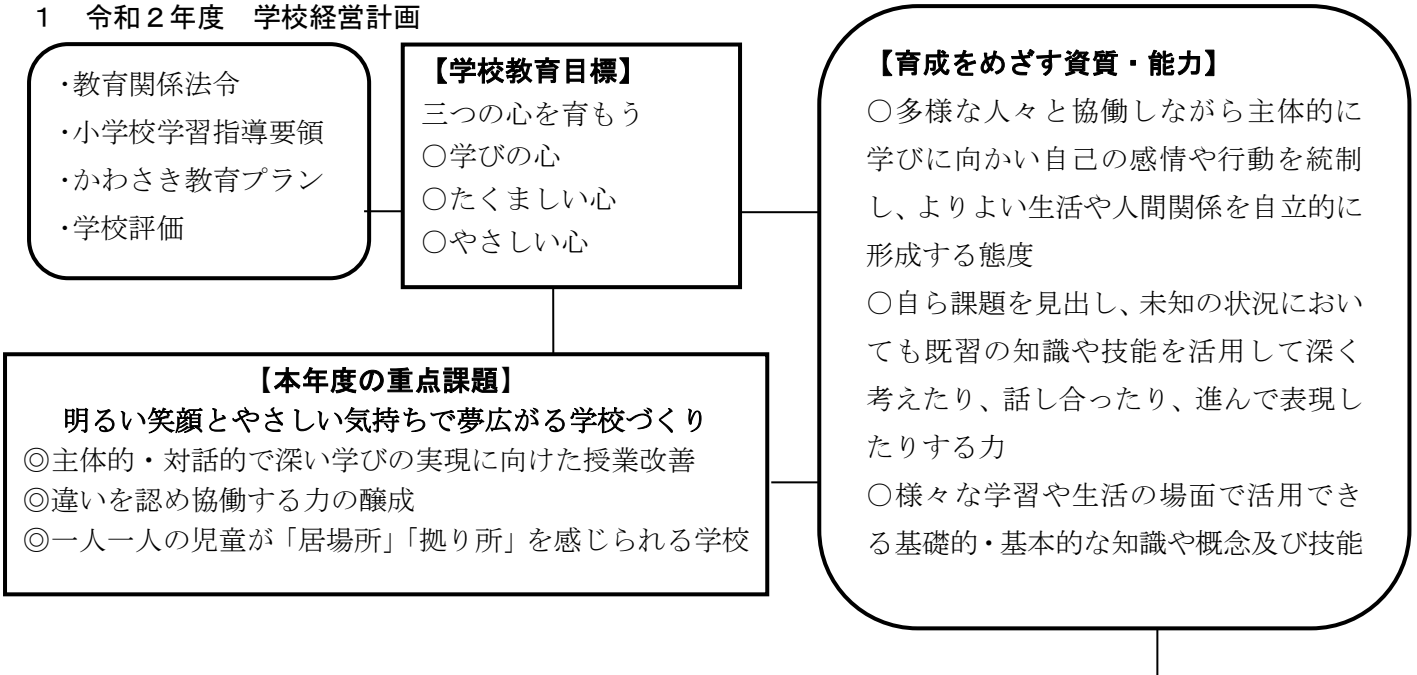


川崎市立上丸子小学校いじめ防止基本方針

1 令和2年度 学校経営計画



学校経営 本年度の努力点

① 学力の向上	② 児童育成	③ 児童指導	④ 開かれた学校づくり
確かな学力を育むカリキュラムづくり・授業づくり	なりたい自分、在りたい自分が実現する学校・学級づくり	命、こころの教育推進と人権尊重教育の充実 安全・安心で自己発揮ができる人間関係づくり	保護者・地域が参画する学校づくり

短期学校経営目標（今年度の重点目標）

<ul style="list-style-type: none"> ○「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて「能動的に学ぶ」授業改善を図る。 ○基本的な指導を共通理解し、徹底する。 ○地域や学校の特色、児童の実態を生かした体験学習を教育活動に位置付け、社会に開かれた教育課程を編成する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○規律ある学年、学級経営のもとで、規範意識と自己有用感の醸成を図る。 ○特別活動を中心として自主的・自治的な活動を保障する。 ○心と体の健康・安全への意識を高めるために健康・安全教育の推進を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○他者を尊重する姿勢の育成 ○学年を中心に学校全体での相談体制を確立し、一人一人の児童の居場所づくりに努める。 ○いじめの未然防止に向けて効果測定、共生*共育、学校生活アンケート等の有効活用を図る。 ○道徳を中心とした人権尊重教育を通して、道徳的实践力を高める。 ○いじめや暴力は許されないという学校環境の構築。 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校の取組を効果的に発信し、保護者や地域の学校運営への理解と協力を仰ぐ。 ○学校運営協議会と学校運営との連携を強化し実効性のある学校評価につなげる。 ○外部の専門家等を活用して、求められる教育を工夫する。
---	--	--	---

2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている児童生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を改訂します。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

4 学校が実施する取組

(1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は児童生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にした授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で児童生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある児童生徒を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

② 児童生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が児童生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。児童生徒を一人の人間として尊重し、児童生徒の気持ちを理解し、児童生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの児童生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

③ 児童生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にすることで、児童生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につかせます。

④ 児童生徒の自浄力を育てます

児童生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。児童生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

(2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも児童生徒のわずかな変化を手がかりに、

早期発見に全力を尽くします。

① 日常のきめ細やかな観察をします

普通の授業における児童生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、児童生徒の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、児童生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている児童生徒や周りの児童生徒が相談しやすい環境をつくります。

③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、児童生徒の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

(3) 校内いじめ防止対策会議の設置

① 校内いじめ防止対策会議の構成

いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめ認知後の対応や措置を迅速かつ実効的に行うため、校内いじめ防止対策会議を設置します。

② 校内いじめ防止対策会議の役割

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、いじめに関する情報の収集、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を行います。

(4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行うと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、「対策会議」に学級担任や学年教職員などを加えて、校内いじめ対策ケース会議を立ち上げ、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携を組織的に実施します。

② いじめられた児童生徒への支援

- もともと信頼関係ができている教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 児童生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン(登下校の方法など)を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

③ いじめた児童生徒への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないようにします。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行います。

④ 周囲の児童生徒への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじているのと同じだということを理解させます。

●いじめを防ぐことができなかつたことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。

●必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

⑤ 保護者への対応

●いじめに関係した児童生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。

●解決するまで学校が主体性を発揮し、解決後も定期的に児童生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

次に掲げる場合を重大事態とといいます。

① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

② いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、①②に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断します。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定されます。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

また、児童生徒や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なおこの調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

6 令和2年度 いじめ防止対策組織・役割分担

【校内いじめ防止対策会議の構成】（校務文書に位置付ける）

校長、教頭、総括教諭（ ）（ ）（ ）、教務主任（ ）、
学年主任（ ）（ ）（ ）（ ）（ ）（ ）（ ）
児童支援コーディネーター（ ） 養護教諭（ ）
スクールカウンセラー（要請による派遣）、スクールソーシャルワーカー（要請による派遣）

【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証・・・（ ）
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）
- ・いじめ防止指導研修会の企画、運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）
- ・いじめ問題に関する資料の管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）
- ・道徳教育との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）

【教育相談】

- ・教育相談のねらい・年間計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）
1年・・・・・・・・・・・・・・・・（ ） 2年・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）
3年・・・・・・・・・・・・・・・・（ ） 4年・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）
5年・・・・・・・・・・・・・・・・（ ） 6年・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）
- ・相談室窓口、相談室の管理、運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）
- ・スクールカウンセラーとの連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）

【学校運営】

- ・児童会との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）
- ・PTA校外委員会との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）
- ・学校運営協議会との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）
- ・地域教育会議との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）

【関係機関との連携】

- ・警察との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）
- ・家庭センター（児童相談所）との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ ）

7 令和2年度 いじめ防止等対策年間計画

月	活 動 内 容 (校内いじめ防止対策会議・児童生徒指導部会・職員会議等)
4	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針・重点目標の確認 ・構成員の確認・役割分担 ・年間指導計画確認 ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応方法等についての研修 ・かわさき共生*共育プログラムの取組について
5	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・第1回学校生活アンケート実施に向けた内容検討 ・学校生活アンケート集約について ・いじめ未然防止につながる道徳授業計画
6	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・第1回学校生活アンケート実施 ・学校生活アンケート結果を受けての対応について 【児童生徒指導点検強化月間】の取組 いじめ未然防止につながる道徳授業 よりよい学校学級のためにみんなで取り組めることを話し合おう
7	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・三者面談週間の実施 ・夏休み期間中の対応確認 ・携帯・スマートフォン・防犯教室・CAP研修実施 ・第1回効果測定実施・研修会計画
8	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・効果測定結果と今後の指導研修 ・人権週間授業計画
9	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・前期の反省とまとめと後期の具体的な取組の確認
10	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・第2回学校生活アンケート実施に向けた内容検討・実施 ・学校生活アンケート集計について
11	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・学校生活アンケート結果を受けての対応について 【人権週間の取組】 各学年地域人材等を活用した道徳授業計画・実施
12	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・教育相談週間の実施 ・第2回効果測定の実施 ・学校評価アンケート 子ども・保護者・教職員アンケートの実施
1	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・効果測定結果と今後の指導研修

	・第3回学校生活アンケート実施に向けた内容検討
2	【学校体制振り返り月間】 の取組 ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・第3回学校生活アンケート実施 ・学校生活アンケート結果を受けての対応について ・学校評価をふまえた今年度のふりかえり
3	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・来年度に向けての基本方針の見直し

◎本校のいじめ防止に向けた取組

児童・生徒の自主的な取組

[自主的な企画・運営]

- ・よりよい学校学級のためにみんなで取り組めることを話し合おう
- ・自主的なあいさつ運動
- ・自主的クリーン・グリーン活動
- ・演芸大会
- ・集会活動

[交流活動の活性化]

- ・たてわり活動
- ・委員会活動
- ・幼保小中高連携活動（保育園交流・文化祭作品交流・部活動見学等）
- ・町内会・子ども会など地域行事での交流活動（和太鼓クラブ・音楽クラブ）

[啓発活動]

- ・学年学級年間テーマの設定、掲示

保護者の取組（PTA 活動）

- ・8・3見守りによる子どもたちへの声かけ
- ・学習支援ティチャーとしての学習支援
（算数・図書・体育・理科・家庭科・総合・外国語活動）
- ・広報誌による家庭・子どもたちへの呼びかけ

地域住民の取組

- ・地域での見守り活動
- ・あいさつ運動への参加
- ・ペットボトルキャップの回収活動
- ・寺子屋事業